

令和2年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第12号	議案名	琴浦町附属機関条例の制定について			
目的	会計年度任用職員制度の導入に伴う職の整理に係り、附属機関として整理し、地方公務員(特別職非常勤職員)として扱うべき職を明確にするため、本条例を制定し、適切な任用を行うもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項において、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定されている。</p> <p>したがって、附属機関を設置するためには、必ず条例(法設置に係るものを除く。)を根拠にしなければならないため、本条例により附属機関の位置付けを明確化するもの。</p> <p>(1) 附属機関として扱うもの</p> <p>ア 調停、審査、諮問又は調査を行う機関として設置されているもの</p> <p>イ 町の行政目的のため、有識者等で構成する組織に対して、合議による一定の成果を求めるもの</p> <p>ウ 臨時的な対応を要する機関(設置期間が1年未満の機関)は、必要事項をあらかじめ告示することで附属機関とみなすことができるよう規定</p> <p>エ 予算支出費目 報酬</p> <p>(2) 附属機関として扱わないもの</p> <p>ア 行政運営の参考として有識者や関係者から意見や助言を受けるもの</p> <p>イ 行政運営や事務執行上の参考とするため、個別の有識者等へ依頼し、意見等を求めるもの</p> <p>ウ 予算支出費目 報償金</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 条例施行日前に存在する附属機関として取り扱うべき審査会、審議会等になされた諸手続は、本条例に規定する附属機関が行った諸手続とみなす。</p> <p>(2) 条例施行日前に存在する附属機関として取り扱うべき審査会、審議会等の委員は、本条例の施行日に委嘱・任命されたものとみなすが、任期は、従前の残任期間とする。</p>					
補足事項	施行日 令和2年4月1日					